

2002年4月6日

日本共産党神奈川県委員会 御中
日本共産党横浜中央地区委員会 御中
日本共産党横浜北東地区委員会 御中

県常任委員会ほか作成し、 支部長会議で配布され議題とされた文書に関する質問書

日本共産党横浜中央地区委員会1014支部

はじめに

去る3月7日夜、横浜中央地区委員会は支部長会議を開催し、地区役員、居住支部、経営支部など、数十名規模の構成で会議を行いました。

この中で、次の5点の文書が配布されました。

- 文書1、「大企業職場における差別是正争議をめぐる不団結問題を解決するためのとりくみと今後の指導方向について」 2002.2.1 県常任委員会 B4版3頁
- 文書2、「千代田化工建設支部・三氏の『除籍』措置について」 B4版4頁
2001年12月 日本共産党横浜北東地区委員会
- 文書3、「日立神奈川争議をめぐる起きている党規律にかかわる異常な事態についての県委員会の見解」 2002.1.8 県常任委員会 B4版2頁
- 文書4、「神奈川労連の争議に対する基本的態度と『日立支援共闘』の問題」 B4版7頁
2001年5月9日 神奈川労連第15回幹事会
- 文書5、「日立神奈川争議団からの質問状についての見解」 B4版2頁
2001年12月25日 日本共産党横浜北東地区委員会

上記5点の文書はこの会議の中で地区指導部の3名によって約1時間半に亘って全文が読み上げられ、その後出席者から質問・意見が出されました。

この会議には当支部から支部長が出席し討議に参加しました。支部長は直接かかわってきた問題について、これらの文書の中に

- ① 事実を著しく歪めて作文されていること、
- ② 当事者に何ら話もなく一方的に氏名などが記載されていることなど問題点について発言しました。

1014支部は支部長が持ち帰ったこれらの文書を、1年余の事実経過と照らし合わせながら読み合わせました。この中でいくつかの疑問が出されましたので質問をいたします。

質問するにあたっては上記5つの文書が機関会議で徹底を期して指導されたわけで、直接的に当支部がかかわってきた事柄とそうでないものが有りますが、問題の本質を知るためにも明らかにしてほしい事柄を分類し、事実経過などを明らかにしながら質問をしていくことにします。

具体的には、

(1) 文書1、2、4、5、に関するもの

(2) 文書3、に関するもの

に分けて以下の項目で質問いたします。

1、文書1、2、4、5、に関すること

これらの文書について、差し当たって文書1について2点の質問いたします。

質問① 「1」で「不団結を生み出す共通の問題点とはなにか・・・2000年11月の県委員会総会が明らかにした政策的指導方向」と題して「この県委員会総会は、差別争議をたたかう党支部の中で生まれている不団結の共通の要因として、神奈川争議団共闘会議といくつかの争議の支援共闘会議の目的・運動・組織の方針に是正すべき問題点があることをあきらかにしました。」

とありますが、この「県委員会総会であきらかにした政策的指導方向」は労働運動関係者、争議団関係者にとって重要な決定と思われま

す。当支部の構成メンバーはご存じのとおり職場の労働運動、争議団支援活動を行っております。

しかし、この決定から既に1年4カ月経っていますが、当支部には決定文書もこれに関する指導・内容の報告も有りません。

なぜ、指導・報告がなされないのか、教えてください。

至急「政策的指導方向」の文書を配布してください。

質問② (1) の鍵括弧・・・「本来、それぞれの『争議の勝利』という個別課題にもとづいて、各争議団が連帯・共同してたたかう組織です。共闘にふさわしく一致点にもとづく会議運営や役員構成も考える必要があります。」及び

(2) の鍵括弧「個別の争議ごとに『それを支援していくことを目的として』組織されるものです。その性格と役割は、争議団を支援する共闘会議であり、争議団の意志や方針を尊重して支援するものです。要求項目や内容、運動、解決水準などは、争議団自身が決定すべきものであり、運動と解決の責任と権限は争議団にあります。」は何かの文書の引用と思われま

す。何の文書なのか示してください。

また引用文書でなければ鍵括弧の意味を教えてください。

2、文書3に関すること

この文書の構成は見出しから見ると次のようになっています

1、日立神奈川争議をめぐって党内におこっている異常な事態について

(1)横浜北東地区委員会が日立神奈川争議団からの印刷機使用の要請を断った問題にかかわっておこっている異常な事態

①日立神奈川争議団から横浜北東地区委員会宛の質問状について

②横浜中央地区・1014支部および同支部所属の ████████ 同志の異常な態度について

(2)日立神奈川争議団長・佐藤明氏から小池県委員長宛の質問状をめぐる異常な事態について

2、日立神奈川争議団員と神奈川争議団関係の一部党員の党規律にもかかわる異常な行動の本質

(1) この文書（文書3）に明らかにされていない、当支部および ████████ 支部員（以下 ████████ 支部員とする）提出の重要な質問書、要望書について

当文書の1-(1)-②では党の正式な支部名（1014支部）に加えて、事もあるうに党内外に公表すらしていない関係職場名と共に支部員の個人氏名をそのまま載せ「・・・ ████████ 同志および同支部のとっている態度はきわめて異常なものです」と断定しています。

一方、この中で ████████ 支部員が2001年4月15日付けで、横浜北東地区委員会に提出した「居住地（協力）活動の一部解約について」の質問文書はタイトルのみを記載しただけで、資料②とありますが支部長会議の当日配布されていません。

また、それ以降、 ████████ 支部員は同文書に直接関連して2通の質問文書（7月15日付けと8月25日付け）を同地区委員会に提出していますが、提出されていると言う事実と、その内容も文書3は記載せず、同地区委員会がこれらの質問書に何ら回答をしなかった事実も明らかにされていません。

さらにまた、1014支部は県委員会に2001年3月30日以降2002年2月までの間に5通の「電力関係グループ会議の続会会議開催の要望書」を提出していますが、この文書はそれらの取り扱いの経緯も明らかにされていません。

ここで、文書3に記載していない重要な事実経緯を明らかにし、それを基に質問していきます。

(2) 1014支部提出の要望書、 ████████ 支部員の質問文書の提出および電力関係党員会議などの経緯

2001年3月30日 神奈川県委員会が電力関係党員会議を開催。 県委員会会議室

県委員会：関副委員長・野口常任、田母神常任、他1名

電力関係：約15名

◎内容：争議団運営のこと、連合職場連絡会のこと、共産党と県労連との関係、など出席者から多くの質問・意見が出された。この中で横浜北

東地区委員会が日立神奈川争議団の要請書の印刷をさせなかった問題についても質問・意見が出されたが、印刷機の使用の可否決定は横浜北東地区委員会 にあり、「県」は関係無しとの回答であった。

2001年4月15日 ■ 支部員が「居住地（協力）活動の一部解約について」の文書(B4版1頁)を「横浜中央地区委員会」を経て「横浜北東地区委員会」に提出。

◎内容：上記、電力関係党員会議で「横浜北東地区委員会」が日立神奈川争議団の要請書の印刷をさせなかった事実を知ったが、その理由について適切な会議を開くか、説明を行ってほしい。

納得のいく処置が行われなければ

- ① 地域の宣伝物の配布協力を5月1日以降解約します。
- ② 日刊紙の配達協力は6月1日以降解約します。

2001年4月19日 1014支部は3月30日に神奈川県委員会主催で開かれた電力関係党員会議で出された問題が解明されずに、そのままになっているので「電力関係グループ会議の続会開催の要望書」を神奈川県委員会に提出。

2001年5月23日 ■ 支部員は日本共産党横浜北東地区委員会竹山1・2丁目支部宛の文書を同支部支部長に手交。

文書名：『居住地（協力）活動の一部解約について』横浜北東地区委員会への私からの申し入れに関する現状について」

◎内容：日刊紙配達協力の解約について、横浜北東地区委員会へ文書を提出して一カ月になるが当事者へも何の連絡も来ていない。日刊紙配達協力の解約の日(6月1日)が目前に迫っており、当該地区委員会が対処すべき事ですが、現状について配達要員担当支部に伝えます。

2001年5月24日 ■ 支部員が横浜北東地区委員会竹山1・2丁目支部の支部長に配達要員の代替者の状況などを聞いたところ「この事について緑の山中さんに、何か話が来ているか聞いたが、知らないと言っていた。それでは困るので確認して何とかしてほしい」と言ったとのことであった。（緑の山中さん；共産党の緑区を担当する横浜北東地区委員会の常任）

■ 支部員宅に午後1時過ぎ、横浜北東地区委員会小澤氏より電話があり「印刷機の問題で話をしたいが、時間を取ってほしい」との話。齋藤支部員は「自分の日程が詰まっているが、5月28日(月)の昼頃なら自宅に帰って来ているからよい」と回答した。

■ 支部員は上記電話の後、横浜北東地区委員会のやり方についての疑問は印刷機問題だけではなく、文書提出から1カ月以上もたって突然電話をして

くることについても疑問を感じその対応について支部長に相談することにした。

■支部員は午後9時過ぎ、支部長宅に電話。文書提出については支部で相談した経過もあるので、どう対応をしたら良いかを次回の支部会議で検討することになった。

■支部員は支部長との電話の後すぐに横浜北東地区委員会小澤氏に電話し「昼間の電話で5月28日(月)に会うことにしたが、次回5月30日に予定している支部会議で検討したいので、それ以降の早い時期に設定したい」と申し出た。これに対し小澤氏は了解し電話を切った。

2001年5月30日 当支部は定例支部会議を開催。他の議題と共に上記話し合いについて討議。「居住地活動についての個人の提出文書に関する話し合いであるが、3月30日の県委員会主催の電力関係党員会議の場で問題となった事柄であり、文書の内容及び提出については当初から支部活動の問題として扱って来たので、当事者を含めた複数の支部員で話し合いに応じていく」ことを確認した。

会議が終了した9時過ぎ、齋藤支部員は横浜北東地区委員会小澤氏に電話し上記内容を伝えた。この中で、話し合いの日程は6月8日午後7時30分から、とし、場所は小澤氏の方で確保し、決まり次第、齋藤支部員に連絡することにして電話を切った。

2001年6月4日 横浜北東地区委員会小澤氏より■支部員に電話があり6月8日の会場は県委員会会議室にしたいとの話があり了解した。

2001年6月8日 19時30分～ 県委員会会議室での会議
(内容については当文書の9頁以降に記載)

2001年7月7日 ■支部員は■宛の文書を横浜中央地区委員会を経由して当該支部長より受け取る。
発信入「日本共産党横浜北東地区委員会・小澤和夫」(2001年6月23日付け)
文書名「日立神奈川争議団との経過について」(B4版1頁)

2001年7月15日 ■支部員は横浜中央地区委員会を経由して横浜北東地区委員会宛に質問文書を提出
文書名：「日本共産党横浜北東地区委員会・小澤和夫氏からの文書に関して」
内 容： 6月23日付けの上記文書を受け取ったが、この文書が横浜北東地区委員会としての文書なのか、小澤和夫氏の個人的見解の文書なのかを回

答してほしい。

2001年8月25日 ■■■支部員は横浜北東地区委員会宛に質問文書を提出。

文書名：「貴地区委員会の方策についての私の再質問」(B4版1枚)

内 容：■■■支部員は貴地区委員会に2001年4月15日付けと2001年7月15日付けで質問と回答を求める文書を提出している。しかし、何ら回答が無いばかりか、これらの文書を受け取ったのかどうかさえも連絡が無い。日本共産党規約第15条には「出された意見や提起されている問題、党员からの訴えなどは、すみやかに処置する」と明記されているがこれに照らしてどうなのか。上記2つの文書に対する回答を至急もらいたい。

(■■■支部員の横浜北東地区委員会への質問などの提出文書はこれまでに記載した3通の文書のみで、8月25日以降は文書を含めた何らのやり取りは無い)

2001年10月6日 1014支部は神奈川県委員会に「電力関係グループ会議の続会開催の要望書」を横浜中央地区委員会を經由して提出。

2001年10月20日 1014支部長は横浜中央地区委員会 糸副委員長より「電力関係グループ会議 続会開催について」口頭で県の回答を受けました。回答は「続会会議は考えていない」とのことで、その理由はわからないということでした。

2001年11月6日 1014支部は神奈川県委員会に「電力関係グループ会議の続会開催の要望書」を横浜中央地区委員会を經由して提出。

2002年1月27日 1014支部は神奈川県委員会に「電力関係グループ会議の続会開催の要望書」を横浜中央地区委員会を經由して提出。

(3) 文書3に関する質問

「1」の前文に関して

質問① 「別途報告する支援共闘の民主的運営にかかわって、・・・」と記載されていますが、「別途報告する」内容は当支部長会議で報告されませんでした。なぜ、報告されなかったのですか

質問② この文書は2002年1月8日付け県常任委員会作成のものですが、「別途報告する」内容は文書になっているのでしょうか。文書があれば文書をいただきたいと思います。

質問③ 「・・・県委員会や横浜北東地区委員会にたいする異常な機関批判をおこなっています」とありますが、どのような場所でどのような内容で機関批判が行われたのでしょうか。

質問④ 上記「異常な機関批判をおこなっています」と記載していますが、1014支部または■■支部員も入るのでしょうか。

質問⑤ 入るのでしたら、どの事柄をさしてそう言うのでしょうか

「1」の（1）前文について

質問① 「『印刷機を使用させなかったのはとんでもないことだ』などとの非難と抗議があいつぎました」とありますが、誰にあるいはどの機関に「非難と抗議があいついだ」のでしょうか。

質問② 上記「・・・とんでもないことだ」と抗議している者として1014支部または■■支部員も入るのでしょうか。

質問③ 入るのでしたら、どの事柄をさしてそう言うのでしょうか

「1」の（1）-②について

当支部の支部名は「横浜中央地区委員会1014支部」ですが

質問① 「きわめて異常な態度をとっている」として支部名と括弧して構成員の関係職場名を並列して記載しています。

支部名と括弧して構成員の関係職場名を並列して記載するような文書はこれまで一切ありませんでしたが、どうしてこのような記載となったのですか。

質問② 党内では一部を除いて、一般的に経営支部名は数字で呼んでいるし、事実当支部も「1014支部」が正式名称となっていますが、何でこのようにしているのか改めて質問いたします。

質問③ 当文書は、個人の氏名、支部名を明記していますが、当事者である1014支部および■■支部員にいずれの党機関からも一切の調査・指導も無く、さらに事前の通告も無く、大量に印刷され、全県的に配布されています。

この文書で個人名を明記した理由は何なのでしょうか。

人権侵害・名誉棄損をしていると認識しませんか。

質問④ この文書は■■■■支部員が2001年4月15日付けで、横浜北東地区委員会に提出した「居住地（協力）活動の一部解約について」の質問文書について、タイトルのみを記載し、その内容は「(資料②)」としながら支部長会議の当日、配布しませんでした。

「(資料②)」としながら資料を出さないのはなぜですか。

質問⑤ ■■■支部員が横浜北東地区委員会に提出した、2001年4月15日付け文書は当質問書の経緯の部分で内容の概要を記載しました。この中で「電力関係党員会議で、北東地区委員会がこれまで認めて来た日立神奈川争議団の印刷をさせなかった事が明らかになったが、日本共産党員もしくはその支持者である日立争議団の活動を、日本共産党が支援し、共に闘わないばかりか妨害するのは何か」と問い、適切な会議または説明が一日も早くされる事を願いながら、期限を切って「解約」の申し出をしましたものです。

その期限も、地域の宣伝物配布は4月15日付け文書提出の2週間後、また日刊紙配達の解約は一カ月半後としたものでした。

この件で小澤氏からの電話での連絡は質問書提出から一カ月以上たった5月24日の事でしたが、日本共産党横浜北東地区委員会はなぜ一カ月以上も放置したのですか。

質問⑥ 質問書提出から一カ月以上たった5月24日になって突然、小澤氏が■■■■支部員に電話をしてきました。

なぜこの日になったのですか。

質問⑦ 「小澤副委員長は、『本来、居住地での活動の問題は、居住地党員個人との関係の問題であり党支部とは関係ないこと』を伝えました」とあります。

党規約を見ると

「第7章、第40条 支部の任務はつぎのとおりである」とし第6項で「職場の支部に所属する党員は、居住地でも活動する」とあります。

これは居住地活動は職場支部の活動と密接な関係があることを明示しているのではないのでしょうか。事実、私たちの支部活動は職場活動の報告や計画と共に、居住地での配達、集金活動などの実態を日常の会議で出し、調整しなければ支部活動を展開していけないほど一体の内容となっています。

この小澤氏の言ったという内容はどのような根拠から言えるのでしょうか。

質問⑧ 「この問題では、当事者である横浜北東地区の小澤副委員長が■■■■同志と連絡をとり、■■■■同志とあって、直接事実関係の説明をすることで合意してしまし

た。」とありますが、
合意したのは、何月何日のことですか。

「県委員会の会議室で説明をすることに」なった会議について

この文書（文書3）には県委員会会議室で開かれた会議について「なんで関さんがここにいるんだ。出て行かなければ話ができない」などと言って「会議をボイコット」したと書かれています。

この会議は2001年6月8日に開かれた（実際には開かれようとしたが、開かれなかった）ものです。以下に記載するように関県委員会副委員長が同席することに関して、当日の会議開催の冒頭で横浜北東地区委員会の小澤氏と1014支部出席者との間で意見の合意に達せず、約15分くらいのやり取りの後、同席しようとしていた関氏の「この会議は白紙にしましょう」と言う発言があって、小澤氏も同調し、1014支部出席者も話が進展しなければ止むなしとして「白紙」に合意したものです。

会議を「白紙」にする、と言うことは言うまでもなく、「会議が無かったこと」あるいは「会議開催以前の状態に戻すこと」であり、その内容を一方的に評価し云々することはやってはならない事ですが、こうして当文書（文書3）に一方的な見方と内容で書かれており、事実経過も結論も違うので内容を明らかにし、それを基に質問します。

この会議開催に至る経過は前記、「事実経緯」に示したように2001年5月24日に初めて横浜北東地区委員会の小澤氏からの電話にあり、出席者、日程、会場設定について電話でのやり取りがあって、会議開催の合意がなされたものでした。

これにより6月8日午後7時30分に1014支部長と■■■■支部員、A支部員の3名が県委員会を訪れました。

- (1) 3人が会議室に入ると、正面左側に小澤氏、中央を空けて右側に横浜中央地区委員会の高山委員長が座っていました。
- (2) 3人が入口側の席につくと間もなく会議に出席するように関氏が入って来ました。

話し合いの経過

（小澤氏・高山氏・関氏を☆印とし支部長・■■■■・A支部員を◎印とし
個体が明確な場合はこの印にそれぞれの頭文字を付けます）

- ◎ あれ、なぜ県の関さんも入るのですか
- ☆小 この問題は県委員会とも関係があるので・・・
- ◎■ この問題は横浜北東地区委員会と話をする約束なのですが
- ☆小 これは神奈川県委員会をまたがる問題であり、直接の支部ではない1014支部と横浜北東地区委員会と会議をもつことは規約上問題がある
斎藤さんと初めに打ち合わせたように1対1ならば問題ないのですが、その後支部に相談し、支部の人が一緒に出席すると言う事なので、このようになったのです。神奈川県委員会をまたいだ会議なので神奈川県委員会が出席しなければ、横浜北東地区委員会と他の地区委員会の支部と会議をもつことは問題になる。
- ◎■ あなた（小澤氏）から5月24日に突然、電話があったとき、6月を目前にして早く理由（印刷させなかった）を聞いたかったし、早く解決した方が良く思ったので5月28日午後に出会うことにしたけれど、少し考えて1対1だと密室となり、「言った、言わない」の問題に成りかねないので、この日の夜支部長とも相談して「5月30日の支部会議で相談してからに（日程その他を）したいと、直ぐあなたに電話したのではないですか。その電話で「それならばと言う事でこの会議になったのではないですか」
- ☆小 地区がまたがっている場合には県が入らなくてはいけないのです。それに、経過を良く知っている県の関副委員長と一緒に会議に参加するようお願いしたのです。
- ◎ 関さんはこの会議に出る必要はありません。このような会議は県を通さずに開くことはできないくらいの事は知っています。
- ☆関 私は北東地区委員会から会議に出てくれと頼まれたから出席したのです。
- ◎ 横浜中央地区の高山さんには状況を知ってもらいたかったので出席してほしいのですが・・・。
- 私たちは県が出席することを求めてはいません。必要ありません。
関さんも出席していた電力関係党員会議の中で、この問題（日立神奈川争議団に印刷機を貸さないのは、横浜北東地区委員会の責任で判断したことで、県委員会には関係ないと明言したのではないですか。
このために横浜北東地区委員会に文書を出して、貸さなかった理由を聞かせてほしいと言っているのではないですか。

ご覧になっていると思いますが、私たちはあの電力関係党員会議で沢山の質問や意見が出されましたが、そのまま回答ももらえずにいるので、一日も早く「続会」を開くよう県に要請文を送っています。あの会議の当事者である関さんがこのような会議に出席する時間があっ

たら、一日も早く県委員会が招集すべき会議を開くべきです。

- ☆関 さっきの話だけれども、党の話や会議で「言った、言わない」になるような事を言っていますけれども、そんなことあるんですか、考えられませんかね。信頼関係がない。
- ◎ そうですよ。ここは言うべき場所ではないので出しませんが、ちゃんとした会議の内容を全く違った内容で報告され、それがあちこちに広がっている事にもぶつかっているのです。それを考えて1対1の話し合いはいけないと強く感じたのです。
- ☆ いいじゃあないですか、話を進めましょうよ。
- ◎ 県委員会の関さんとは別に会議を開いてほしいと文書を提出してあります。
- ◎ 1014支部から県に出した文書は届いているでしょ。読みましたか。
- ☆関 見えていますよ
- ◎ 県委員会の関さんには席を外してもらわなければ会議はできません。
- ☆関 それじゃあ、今日の会議は無しにして、白紙にしましょうよ。
- ◎ 3月30日の神奈川県委員会が開いた電力関係党員会議で話がでた問題について、問題の責任が横浜北東地区委員会にあると（県委員会が）言うので横浜北東地区委員会と話をすることになったのです。神奈川県委員会がこの問題で要望が出ている会議を開けば、私たちは横浜北東地区委員会との話し合いなど必要がないのではないですか。
- ☆ この会議は白紙にしましょう
- ◎ 今日は横浜北東地区委員会との話し合いをするために来ているのですから、関さんが退席しないのならば会議をやめにしましょう。
- ☆高 ちょっと教えてほしいんだけど、なんで県委員会の関さんが居てはいけないのか教えてほしい。
- ◎ 繰り返し言うようだけれども、3月30日の県委員会主催の会議で県委員会は印刷機の使用を断ったのは横浜北東地区委員会であって、県委員会は関係ないと断言したのです。このため、■■■■支部員は4月15日付け文書を横浜北東地区委員会に提出して、横浜北東地区委員会にその理由を問うたのです。一方1014支部はこの印刷機問題を含め、他の問題でも3月30日の会議で未解決の事柄が数多くあったことから、「続会会議」を開くよう県に要請しているところなのです。
- 所属していない地区委員会との話し合いですから、県が承認の上での会議になることは当然のことで、横浜北東地区委員会がその手続きをしたわけですが、県がその会議に出席しなければならない理由は全くないと思われるし、ここでも明らかにされていないではないですか。
- 県の話を知りたくないと居るのではありません。一日も早く県主催の会議を開いてもらって、みんなの質問や意見をきいてもらいたいと思っています。

☆高

☆ それじゃあ

◎ 回答は会議ではなくて文書でも結構ですよ

散 会

● この会議についての質問

質問① このような会議に県委員会が同席しなければならないという根拠は何ですか。

質問② 関氏がこの会議室に入る経過から見て「なんで関さんがここにいるんだ。出て行かなければ話ができない」と言ったように書かれているが、後から入って来た人に、このように言うはずはないのですが、事実はどうなのですか。

質問③ 当支部からの出席者は3名でしたが、なぜ2名となっているのですか。

質問④ この会議を「白紙にしましょう」と言い出したのは関氏で出席者の合意で「白紙」にしたのですが、これを「ボイコット」と表現していますが何を根拠にしているのでしょうか。

質問⑤ 「白紙」にした会議の内容を党内といえども県委員会が一方的に公表したことをどのように考えますか。

質問⑥ 「その後、■■■■同志から横浜中央地区委員会をつうじて、文書で説明をもとめてきました。」とありますが、その文書は何を指しているのですか。文書名と作成年月日を明らかにしてください。その文書でどのような説明をもとめているのですか。

● 「小沢副委員長名の回答文」についての質問

質問① 「北東地区委員会は、あえて当事者である小沢副委員長名で回答文を送付しました」とありますが、何時どのような回答文を送付したのでしょうか。文書名を明示してください。

質問② 前記の経緯にも記載していますが、■■■■支部員は2001年6月23日付けで、7月7

日に横浜中央地区委員会を經由して、次の文書を受け取りました。

発信人：「日本共産党横浜北東地区委員会・小澤和夫」

文書名：「日立争議団との経過について」

この文書について2001年7月15日付けで「横浜北東地区委員会の文書」なのか、「小澤和夫氏の私文書」なのか、質問書を提出しています。

いまだにその回答がありません。

この質問に答えてください。

質問③ ■■■支部員は「自分は、横浜北東地区委員会に回答を求めている、小澤和夫個人名の文書は私文書であって回答とはみなせない」として「異常な態度を繰り返しています」とあります。

どの文書であるいはどこで斎藤支部員がこのように主張しているのか明示してください。

「異常な態度を繰り返しています」とありますが、具体的にどのように繰り返しているのか明らかにしてください。

そのほかの質問

質問① 「・・・党の原則的立場、党的団結の基準を2重3重に踏み外して・・・機関攻撃を繰り返している」と述べていますが、

A:党団結の具体的基準の内容と踏み外している内容を明らかにしてください。

B:「基準を2重3重に踏み外して」とありますが、具体的にはどのような事なのか教えてください。

C:「機関攻撃を繰り返している」と述べていますが、■■■支部員と横浜北東地区委員会との関係では3通の質問文書提出と「白紙」となった1回の会議だけです。

また、1014支部は2001年3月に開かれた「電力関係党員会議」がいろいろな問題が出されながら未解明の問題が多い事から、「続会開催の要望書」などを9カ月間に5回提出しています。

これらが「機関攻撃を繰り返している」と言う内容なのかどうか具体的に1014支部と斎藤支部員に分けて教えてください。

質問② ■■■支部員が4月15日付けの文書を横浜北東地区委員会に提出したのは同文書でも明らかにし、前記経緯でも記しておきましたが、3月30日に行われた県委員会主催の電力関係党員会議で、横浜北東地区委員会がその責任で日立神奈川争議団の印刷を断った事を知ったことから、その理由を当該地区委員会に質問

し、回答が無ければ一定期間を経たうえで日刊紙配達などの約束を解く、と表明したものです。

この事実経過から明らかなように、日立神奈川争議団から何の話も聞く必要は無いし、日立神奈川争議団から話を聞いて■■■■支部員がそれを代弁して地区委員会に質問する必要も全くありません。

「日立神奈川争議団からの一方的な話だけを聞いて」とありますが何を根拠にしてこのように断言するのでしょうか。

質問のまとめ

以上支部長会議で討議され、方針として出された文書に関して、事実経緯を明らかにした上で幾つかの質問を掲げました。

この質問文書は県委員会、横浜中央地区委員会、横浜北東地区委員会に同文のものを提出しています。

質問の内容によってはそれぞれの機関で関知しないものがある事を承知しています。これらの質問について5月10日までに回答されますようお願いいたします。

以 上